

# 公益認定等委員会 だより

第18号 平成25年5月1日発行

公益認定等委員会 発行

移行期間は平成25年11月30日まで

## 目次

P2・・・  
第3期公益認定等委員会  
「新任委員のあいさつ」

P4・・・  
公益法人制度改革の  
進捗と成果を公表

P5・・・  
法人の活動紹介  
「公益財団法人テルモ科  
学技術振興財団」

P6・・・  
「公益認定等委員会の活  
動状況」について

P6・・・  
申請サポートに関する  
情報

4月1日(月)から第三期委員会がスタートいたしました。本号では、今期新たに委員に就任された山下委員長、恵委員、小森委員からの御挨拶を掲載しています。本誌では引き続き、公益法人に関する様々な情報を発信してまいります。御愛読をお願いいたします。

### 公益財団法人 テルモ科学技術振興財団



※詳しくはp5をご覧ください

公益法人の活動紹介

22

生命科学にかかる各分野の科学技術に  
関する研究の助成と振興に努める

### 内閣府への申請状況 (平成25年4月30日現在)

	申請件数	審査中	答申	取下げ
移行認定	2,196	61	2,019	116
移行認可	2,135	97	1,974	64
新規認定	200	32	144	24
合計	4,531	190	4,137	204

- 移行認定：特例民法法人から公益法人への移行
- 移行認可：特例民法法人から一般法人への移行
- 新規認定：新たに設立した一般法人から公益法人への移行

<https://www.koeki-info.go.jp/>

より詳しい公益法人制度の内容や申請手続きについてはホームページをご覧ください



内閣府

# 第三期公益認定等委員会 委員長・新任委員のあいさつ

4月1日に安倍晋三内閣総理大臣から、7人の委員が任命され、第三期公益認定等委員会がスタートしました。

今期、新たに委員に就任された山下委員長、恵委員、小森委員からの御挨拶を御紹介します。

公益認定等委員会  
委員長



山下 徹

このたび委員長に任命されました山下です。このような社会的に重要な役目を与えられたことを、大変うれしく光栄に思うとともに重大な責任を感じており、改めて身の引き締まる思いです。

私はこれまで企業経営に携わり、ITシステムを作り上げることを仕事にしてきました。ITシステムの構築はあまり社会の前面に出てくることはありませんが、産業界だけではなく官公庁や金融機関など日本の社会インフラを支えるさまざまな組織・企業のお手伝いをさせていただくことも多く、そういった中で陰ながら日本の多様な課題を目の当たりにして、社会に対して民間が果たす役割の重要性を深く実感させられてきました。

日本は今、課題先進国と呼ばれ、少子高齢化や震災復興をはじめとした様々な問題を抱えていますが、行政だけでこれらの大課題を解決し乗り越えていくことはできません。国民が力をあわせて社会全体で解決していくことが必要です。その中で公益法人の果たす役割は大変大きいものがあると考えています。

これからの第三期では、この公益法人制度を支え、活性化していくためにも、以下の三点に重点をおいて委員会運営を行っていきます。

## ①制度の安定的運営

法律の精神、制度改革の背景をきちんと理解して、過去6年間積み上げて来た判断基準、運用実績をよく踏まえ安定的な制度運営を行っていくこと。

## ②柔軟かつ迅速な審査

あと8ヶ月を残すばかりとなった移行期間満了に向けて、残る特例民法法人の移行申請や新規法人の公益認定申請に対し、柔軟かつ迅速に審査を進めていくこと。

## ③支援の充実・強化

認定された公益法人が設立の趣旨に基づいて十分に力を発揮し、民間と行政が協力して我が国の課題を解決していくための支援を行っていくこと。

今後、より多くの公益法人が社会の中で活躍できるようにし、日本をよりよい社会にしていくためにも、しっかり職責を果たしていきたいと思っていますので、どうぞよろしくお願いいたします。

■プロフィール■  
(株)NTTデータ  
取締役相談役

公益認定等委員会  
委員



惠 小百合

■プロフィール■  
江戸川大学  
社会学部教授

公益認定等委員会新任委員のご挨拶を申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

千葉県公益認定等審議会委員としての4年10か月の間、内閣府公益認定等委員会(当時池田守男委員長)から示されたガイドラインにありました「暖かい」審査をとの言葉にふれ感動いたしました。

平成25年度は、公益法人改革の節目にあたります。第1期、第2期の委員会で取り組んでこられました認定業務も第3期に入り、公益法人の皆様と当委員会にとりましても区切りとなります。新たな認定後の公益法人の皆様の民間による新しい公益活動展開の活発化が期待されます。公益認定等委員会も多様な社会変革への迅速な対応をこころがけ、暖かい真摯な姿勢で皆様が定款に定められたミッションを遂行され実現する活力ある社会を想像し、公益認定を進めたいと思います。

市民が意欲を持って自分と社会とのつながりにかかわる意識と行動をとることが公益につながるように、生き物や次世代の人間と自然界の生存権を奪わないよう現代世代が生きぬけるようにと常に考えております。

また、「アリの眼、トリの眼、イルカの眼」で、時間軸、空間軸とその関係である多様な社会と自然界のネットワーク、因果関係に関心を持ち「環境を観る眼」を磨き育てたいとわくわくしながら、市民活動や研究教育を行ってまいりました。これまでに接する機会があった人びとが持って生まれた人それぞれの感性を刺激し、自分と他者、先達と未来世代におもいを馳せる姿に常に感動してまいりました。こうした感性を刺激する素晴らしい自然環境や美しい文化、知恵と文明の力を次世代に贈りたいと思います。あわせて、自分と周りの幸せを創る力を育む環境、社会、文化を醸成するためにたくさんの力や専門技術がいかされていることについて、適切な情報や人びとの暖かなつながりにより、知ることができ、その気持ちが伝わる社会になるよう微力ではございますがお役に立てましたら、幸いです。

公益認定等委員会  
委員



小森 幹夫

■プロフィール■  
公認会計士  
新日本有限責任  
監査法人シニア  
パートナー

4月から第3期目の委員を務めさせていただくことになりました小森と申します。私は公認会計士として財務や会計を通じて社会と関わってまいりました。株主総会の終わる6月までは非常勤、7月からは常勤委員として、山下新委員長のもと委員会業務に精励したいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

思えば、公益認定等委員会の設置以降、2008年9月のリーマンショック、同年12月の年越し派遣村、2011年3月11日の東日本大震災など暗い出来事が続きました。しかしながら最近のアベノミクス効果で日本全体に一縷の光明が見えてきたように感じます。

東日本大震災など厳しい状況下での公益法人、NPO法人等の他日本人一人ひとりが見せた他者に対する思いやり、秩序への責任感は素晴らしいものでした。今後、日本は急速に成熟化した社会に変化してまいりますが、成熟した社会であればあるほど公益法人やNPO法人等の非営利組織はかのP・F・ドラッカー氏も述べていますように、新しい公共の担い手の一翼として益々その輝きを増してくることは間違いありません。

今年の11月に本制度は一つの節目を迎えますが、今までの6年間の池田前委員長他の諸先輩方が進められてきた「法人目線での暖かく柔軟で迅速な審査」を肝に銘じて進めて行きたいと思っております。来年に入ると本委員会は「審査業務」から「監督業務」へと軸足を移すことになろうかと思っておりますが、文字通りの「監督」ではなく、それまでと同様に宥恕の精神を持った指導とご支援をさせていただければと思っております。

# 「公益法人制度改革の進捗と成果」を公表しました！

内閣府では、公益法人制度改革施行から4年を経て、「公益法人制度改革」の進捗と成果について、ポイントをまとめました。

昨年末に実施した移行動向調査により、移行期間後、約2万の旧公益法人のうち、約1万が新制度の公益法人に移行する見通しですが、それでは公益活動も半分になるのでしょうか。

そのようなことはありません。寄附優遇の対象となる特定公益増進法人である公益法人は、公益法人制度改革前の10倍増になるなど、公益を担う民間の主体は飛躍的に増える見込みです。

詳細は、「公益法人information」をご覧ください！

<https://www.koeki-info.go.jp/>

## ☆公益法人制度改革の成果(ポイント)

### ① 従来の主務官庁制の枠を超えた活動が活発化しました。

東日本大震災に際しては、国所管で約2,000もの新旧公益法人が、NPO等とも連携し、従来の主務官庁制の枠を超えて物資の提供や専門家の派遣等の活動や寄附による支援に積極的に取り組むなど、公益法人の活動が拡大・活発化してきています。



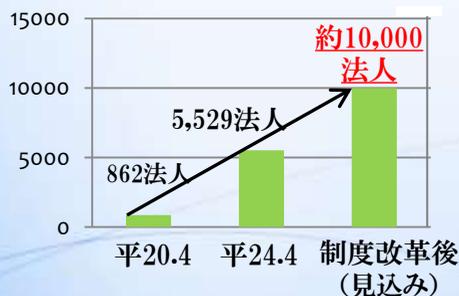
### ② 寄附税制優遇の対象となる法人数が10倍増加します。

税制面では、制度を施行した平成20年と比べて、移行期間終了時には特定公益増進法人である公益法人数が制度改革後10倍増となる見込みです。

### ③ 寄附金収入が4.3倍に増加しました。

1法人当たりの寄附金収入も、平成23年度実績で1.8倍、うち税額控除対象法人に限ると4.3倍となります。これは寄附文化の醸成にとっても大きな意義があります。

＜特定公益増進法人である公益法人数＞



＜寄附金収入の比較＞



## ■以下の問いに対して、簡潔に解説をしています

Q1.平成20年12月施行の「公益法人制度改革」は何を目指したのか？

Q2.これまでにどのような成果が上がってきているのか？

Q3.「民による公益」活動を担う法人数はどう変わるのか？

Q4.公益認定の基準や審査は厳しくなったのか？

Q5.旧公益法人の新制度への移行申請は順調に進んでいるのか？

※(補足) Q.旧公益法人のうち、移行しない法人はどうなるのか？

～公益財団法人テルモ科学技術振興財団～  
(内閣府認定)



当財団は1987年に、「生命科学にかかる各分野の科学技術に関する研究の助成と振興に努める」ことを目的として設立し、昨年4月には公益財団法人に移行しました。

主な事業は研究助成、国際交流助成、普及啓発活動及び優れた業績への表彰の4事業となり、

研究助成では毎年、特定研究助成として複数の研究機関の研究者の独創性、将来性のある研究1件に年1000万円を3年間、一般研究助成としては指定研究領域の研究に100万円を18～19件行っています。国際交流助成としては国内開催学会等への集会・出張・招聘助成等、年間1400万円の助成を行っています。これまで25年間で特定研究助成22件、一般研究助成460件、国際交流助成363件を含め、総額約12億7千万円を助成してきました。

また、優れた業績への表彰としてはテルモ国際賞及び財団賞を新たに設け、昨年7月28日に第1回の授賞式と講演会を行いました。国際賞の初回受賞者は、MITのロバート・ランガー教授、財団賞の初回受賞者は、奈良先端技術大学院大学の中島欽一教授でした。

■サイエンスカフェの開催

ここ数年、財団として力を入れている普及啓発活動では、再生医療の基礎から臨床までの紹介を行う中高生向けのウェブサイトを開設し、一昨年、その中のコンテンツの一部を本にまとめ、「いのちの不思議を考えよう」のタイトルで出版しました。

また、昨年8月にはサイエンスカフェとして、岩手、宮城、福島震災被災地3県の高校生30名を東京女子医大と早稲田大学が連携した先端生命医科学研究施設/TWInsに招待し、再生医療に関連した講義や、施設見学、様々な実習を行いました。



「サイエンスカフェ」  
縫合実習の様子



「科学・技術フェスタ」  
参加時の様子

■科学・技術フェスタへ参加から  
今後について

さらに、今年3月16日、17日、京都にて開催された内閣府等主催の小中高生を対象にした科学・技術フェスタに参加しました。研究機関、メーカー、大学、高校等54のブースが開かれ、財団としては唯一の参加でした。

今年のテーマは「宇宙と再生医療」で、2日間の来場者数は昨年より多い6000人との報告があります。財団のブースには延べ200人強訪れ、昨年サイエンスカフェのビデオ上映、ウェブサイト「DOKIDOKI研究室」の紹介、17日には再生医療に携わる4名の先生方と中高生とのパネルディスカッションを行いました。

パネリストには東京女子医大の大和雅之先生、理研の高橋政代先生（網膜再生で臨床実施申請中）、京都大学の田畑泰彦先生、大阪大学の仲野徹先生に登壇いただき、研究報告と各自の中高大学生の頃のエピソードを中心にお話しいただきました。その後、フロアとの質疑応答を行い、やりたいことや夢を見つけたきっかけ、その後のネットワーク等、人間関係作りの大切さ、海外留学の必要性、他の分野に対する知識欲、新しい分野へ飛び込む勇気の大切さ等、普段あまり聞けない話で盛り上がり、大変有意義な、また多少変わったイベントとなりました。中高生、大人含め、30席が満席で、聴講した方から、イベントの中でも一番面白かったとの感想もいただきました。

財団はこれからも、助成事業を主に、普及啓発活動及び褒賞事業を行い、若手研究者への資金的サポート等、子供たちへの将来を考えるヒントを提供できるように日々、活動していきます。

# 申請サポートについて

内閣府では、各種申請サポートを無料で提供しています。これから内閣府に申請を予定されている法人におかれては、以下のサポートを活用して、早期の申請をお願いします。各サポートの予約方法など詳細は、「公益法人information」を御覧ください。

## ○申請準備が大詰めを迎えている法人はこちら

### <民間の専門家を活用した相談会> (要事前申込)

内閣府が委嘱する相談員(弁護士、公認会計士等)による相談会を全国で開催しています(1法人につき1時間程度)。現在、平成25年度の相談会開催日程を検討中です。(本年度の日程は、決定次第、「公益法人information」に掲載します。)

### <窓口相談>(要事前申込)

1回45分の窓口相談を実施しています。窓口相談の予約は、毎月末から翌月上旬にかけて、「公益法人information」で募集しています。  
※6月の窓口相談は、5月9日(木)まで募集中です。

## ○まだまだ聞きたい点が多くある法人はこちら

### <基礎的研修会の開催>(要事前申込)

移行申請の検討に着手する法人を対象に、当事務局職員が移行申請のポイントを解説します(1回1時間半程度)。

次回は5月30日(木)に開催します。

(電話)03-5403-9558 又は9548

(FAX)03-5403-0231

(メール) [akio.nishimori@cao.go.jp](mailto:akio.nishimori@cao.go.jp)

### <電話相談>

専門相談員による電話相談を実施しています。

(☎)03-5403-9669

(時間)平日10時～16時45分

## ○その他のサポート

### <業態別説明会への講師派遣>(要事前申込)

業態別の研修会等に当事務局職員を講師派遣し、業態別の個別事情に合わせて説明します。  
(電話)03-5403-9558 又は9548 (FAX)03-5403-0231

※派遣に係る旅費等の必要経費については、主催者において負担をお願いします。

※謝金は不要です。

## 「公益認定等委員会の活動状況」 について

今般まとめた活動状況報告では、第二期公益認定等委員会の3年間(平成22年度～24年度)の活動内容をまとめています。

同委員会は、3年間で約4000件の移行申請・新規公益認定申請の審査を行い、東日本大震災に当たっての復興支援を呼び掛けるメッセージの発信などを行いました。

また、平成20年12月の公益法人制度改革関連三法の施行以降5年分の関連データを併せて掲載しています。

※詳細は「公益法人information」を御覧ください。

<https://www.koeki-info.go.jp/>

## ■活動を紹介しますか■

本誌で活動を介绍する公益法人を募集しています。下記参照の上、積極的に御応募ください。

### ■応募手続

応募フォームは、公益法人informationサイトの内閣府からの重要なお知らせにあります。法人名、連絡先担当者名、活動概要を記載の上御応募ください。

(<https://form.cao.go.jp/koeki/opinion-0004.html>)

### ■本件問合せ先

内閣府公益認定等委員会事務局広報係

(電話)03-5403-9524, 9533

e-mail: [koueki-info@cao.go.jp](mailto:koueki-info@cao.go.jp)